

団体名 特定適格消費者団体特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

係争中の差止請求訴訟	
事件番号	大阪地方裁判所平成 28 年（ワ）第 10395 号
訴訟を提起した年月日	平成 28 年 10 月 24 日
被告事業者（事業種類）	フォーシーズ株式会社（家賃債務保証）
主な請求の趣旨	<p>1 被告は、「住み替えかんたんシステム保証契約」を締結するに際し、下記の契約条項を含む消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示を行ってはない。</p> <p>(1) 家賃等債務保証受託者である被告に貸貸人と賃借人間の賃貸借契約を無催告解除する権限を付与する趣旨の条項</p> <p>(2) 被告が無催告解除権を行使することについて、賃借人に異議がない旨の確認をさせる趣旨の条項</p> <p>(3) 被告が賃借人に対して事前に通知することなく保証債務を履行することができるとする条項</p> <p>(4) 被告が求償権を行使するのに対し、賃借人及び連帯保証人が貸貸人に対する抗弁をもって被告への弁済を拒否できないことをあらかじめ承諾する条項</p> <p>(5)-1 賃借人が明示的に本件建物に対する占有を放棄する意思を表示していないにもかかわらず、賃借人の一定の不作为により、賃借人が明示の異議を述べない限り、被告の判断のみで、賃借人が本件建物を明け渡したものとみなすことができるとする条項</p> <p>(5)-2 賃借人が明示的に本件建物に対する占有を放棄する意思を表示していないにもかかわらず、賃借人の一定の不作为により、賃借人が明示の異議を述べない限り、被告の判断のみで、賃借人が本件建物を明け渡したものとみなす場合において、賃借人の被告に対する、本件建物内等に所在する賃借人の動産類を本件建物内等から任意に搬出・保管する行為に基づく損害賠償請求権を放棄させる条項</p> <p>(5)-3 賃借人が明示的に本件建物に対する占有を放棄する意思を表示していないにもかかわらず、賃借人の一定の不作为により、賃借人が明示の異議を述べない限り、被告の判断のみで、賃借人が本件建物を明け渡したものとみなす場合において、賃借人に本件建物内に所在する賃借人の動産類の所有権を放棄させ、賃借人の被告に対する、本件建物内等に所在する賃借人の動産類を随意に処分する行為に基づく損害賠償請求権を放棄させる条項</p> <p>(5)-4 賃借人が明示的に本件建物に対する占有を放棄する意思を表示していないにもかかわらず、賃借人の一定の不作为により、賃借人が明示の異議を述べない限り、被告の判断のみで、賃借人が本件建物を明け渡したものとみなす場合において、賃借人に、被告に対して、本件建物内等に所在する賃借人の動産類の搬出・保管・処分に要した費用の支払義務を負うことを承諾させる条項</p>
請求の原因（根拠となる法令）	<p>上記主な請求の趣旨の</p> <p>1 (1) については、消費者契約法第 10 条</p> <p>1 (2) については、消費者契約法第 8 条 1 項 3 号及び第 10 条</p> <p>1 (3) (4) については、消費者契約法第 10 条</p> <p>1 (5) については、消費者契約法第 8 条 1 項 3 号及び第 10 条にそれぞれ該当する不当条項である。</p>

以下は、裁判外の差止請求の具体的取り組み事例

○健康食品を販売するB社のウェブ上、また Twitter 上の表示等景品表示法上問題となる点について書面で申し入れ・要請を行い2017年10月25日に活動を終了。主な改善点は、

- ①健康食品が休肝日の代わりになるような表記は今後行わないと回答したこと
- ② アフィリエイト広告が法令に遵守しているか確認し、遵守されていない場合は、発注先へ協力を要請すると回答したこと
- ③「超濃縮」等、「超」のつく表記は行わないと回答したこと
- ④ウェブ上の誤認を招く表記を削除したこと
- ⑤Twitter上の誤認を招く過去の投稿を削除したこと

○C社が提供するドリンク剤のテレビコマーシャル、ウェブ上の表示、容器の図柄等景品表示法上問題となる点について書面による意見交換を行い2017年2月24日に活動を終了。主な改善点は、

- ①ホームページ上の表記から「飲む人」の表記を削除したこと
- ②今後、「飲む人」の表記をしないことを約束したこと
- ③①に関連したホームページ上の表記を削除したこと
- ④製品のラベル等についても見直しを約束したこと